

○議長（山須田清一君）：日程第5、これより一般質問を行います。

通告の順に従い発言を許します。

4番、太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：おはようございます。

一般質問通告書に従いまして、2項目7点の質問をいたします。

1項目防災に対する備えについてです。

3月11日三陸沖を震源とするマグニチュード9の巨大地震が発生、太平洋沿岸を中心に高い津波が観測され、東北地方から関東地方の太平洋沿岸に甚大な被害を及ぼしました。被災した方々に心よりお見舞いを申し上げますと共に、被災地の1日も早い復興を願うところです。

この大地震は、遠く離れた宗谷地方へも経済を初めさまざまな影響を及ぼしているところです。

また、このたびの震災を受け道内の海岸線を持つ市町村においても、地震や津波が起きた際の避難所の立地見直しを検討しているほか、災害の種類によって利用可能な避難所を区別したり、ハザードマップの作成や修正に取りかかっているところです。

5月10日の北海道新聞に、道は東日本大震災を受け津波発生時浸水区域や避難地帯を示す津波ハザードマップ災害予想中と避難手順を定める津波避難計画を本年度策定する市町村に支援を検討しているとの報道がありました。

1点目の質問です。猿払村において津波発生時及び異常気象等による河川の氾濫などにより起こりうる災害時の浸水区域や、避難地域を示すハザードマップ及び避難手順を定めた避難計画は策定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

その前に、本日の議会の一般質問からIP告知放送で全村へ放送されることになりました。一人でも多くの方がこの放送を聞かれていることを望んでいるところがございます。そういうこともございまして、ちょっと今少し緊張しているところがございます。

私は、商売柄いつも朝早く起きます。本日も朝5時に起きまして、犬の散歩をする前に新聞をちらっと読みました。そういたしますと、本日の太田議員質問の予想をして予期していたような記事が、朝の一面に載っておりました。ここに手元にご覧ませんが、津波災害予想図未整備33市町村作成へと、震災で住民要望強まると、大きな見出しで書かれております。

その中の、ハザードマップの作成方針という図がございまして、本年度完成予定の自治体10、来年度完成予定の自治体12、完成時期は未定だが作成予定の自治体11と書かれておりました。その作成予定の自治体11の中の最後に、宗谷管内浜頓別町、猿払村と書かれておったところがございます。これで、最初の質問の答弁になってしまうのでありますが、これで終わるといってもいきませんので、改めて丁寧にお答えしたいと思っております。

猿払村における津波発生及び河川氾濫等による浸水地の避難地域・手順は、平成15年4月に策定した猿払村地域防災計画にあり、その中の第2編風水害等防災計画、第3編地震防災計画の中で、それぞれ災害予防計画、災害応急対策計画に細分化されております。

この地域防災計画は、北海道地域防災計画に準じて作成したもので、大きな改正をする場合には道との協議が必要となるものであります。しかしながら、今回の大震災を受け、本年度中に都道府県単位の地域防災計画の見直しが行われる予定となっており、それに伴い、各市町村の地域防災計画の見直しも必要となることから、村では平成24年度中に、猿払村地域防災計画の改正をするべく、既に資料収集等の準備を進めているところであります。

議員の質問にもあります災害時の浸水区域や避難地域を示すハザードマップ、津波時における避難手順を定めた避難計画と言われるものは、先ほども申し上げましたが、村ではまだ整理していないのが現状です。先般、宗谷総合振興局において説明が行われ、北海道の沿岸81市町村には、津波ハザードマップの作成と津波避難計画の策定が必須となり、地

域防災計画とは別に津波に関する計画を策定する方向性が示されております。

今後は、既に整備されている市町村や北海道からの情報を得ながら、猿払村全域を網羅し、詳細な避難計画をつくるためにも、ハザードマップはぜひ必要なものと考えておりますし、早急にその整備に向け取り組みたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：再質問をいたします。

今の村長の答弁ですと、策定予定、猿払村としてはまだ整理していない、まず必要と考えるので早急に取組みが第1問の答弁だったと思います。

また、道より津波ハザードマップの作成と非難計画の策定が必要とされているとのことですが、今回は津波ハザードマップに改正の答弁だったのではないかと思います。

ハザードマップは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予想される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示したのですが、猿払村において津波だけでなく水害、崖崩れなどの災害を想定したハザードマップを作っていく必要があるのではないかと思います。どのように思われますか。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：それでは、私の方からお答え申し上げたいと思います。

先ほど村長からも説明があったかと思いますがけれども、猿払村においては、津波はもちろんですけれども、水害、崖崩れ等の危険区域を示したようなハザードマップの存在はございません。

しかし、水害ですとか崖崩れ、土石流等の危険区域については、宗谷総合振興局や稚内土木現業所等において、危険箇所の指定がされている地域はあります。それは猿払村管内図において場所を示したそういう図面もちろん村にはありますし、道の方まで報告が上がっている図面は存在いたします。もちろん地域防災計画の現行の計画の中には、その箇所も示しているということでございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：ハザードマップは、自然災害が相手だけに、発生地点や発生規模などの特定にまでは及ばないと思います。

また、予測を超える災害発生の際には対応できない可能性もありますが、ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速的確に避難を行うことができ、また二次災害の予想箇所を避けることができ、災害による被害の低減に有効だと思います。

先ほど土砂崩れも含めた土木の方の地図はあるということですが、ぜひそれを含めたハザードマップも検討していただきますようお願いいたします。

次の質問です。

同じく新聞報道によると、道内で巨大地震が発生する可能性は、十勝沖、根室沖にはそれぞれ50年から70年おきにマグニチュード8前後の地震が起きており、最近では2003年のマグニチュード8の十勝沖地震です。これとは別に、両海域の震源が連動し、太平洋沿岸に高さ10メートル以上の大津波が押し寄せる巨大地震が400年から500年周期で起きていると考えているそうです。前回は、17世紀前半で約400年が経過し、発生する確率が高まっているとのこと。

2点目の質問です。猿払村地域防災計画において指定されている一時避難場所や避難施設などは、どの程度の津波を予想し、どのくらいの標高にあるのか、お尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

どの程度の津波を想定し、一時避難場所や避難施設はどのくらいの標高にあるのかというご質問だったと思います。それでお答えしたいと思います。

現行の計画におきましては、北海道地域防災計画（地震防災計画編）において想定されている地震というのは、北海道東部地震など6つの地震とされておりまして、震央位置及び規模を設定して、被災危険度を算定している計画となっております。この被災危険度と呼ばれるものは5段階、ゼロ、ゼロから

1、1から2、2から3、3以上の全部で5段階に区分されておりまして、猿払村における被災危険度は、すべての想定地震において低いとされており、震度についても3あるいは2以下の想定となっております。

村といたしましては、独自の被害想定というものは行っておりませんが、活断層が地表から見えない場合や活断層地形が全く確認できないところで突然地震が発生した例もあることから、地震発生を想定した対策を講じるという内容としておりますけれども、議員のご質問にあります今回のような30メートルを超えるというような津波の程度の想定はしていないのが現状でございます。

それから、一時避難場所と避難施設の標高はどのぐらいかというご質問でございますが、避難場所においては海拔でもっとも高い位置に今指定している場所で最も高い位置にありますのが知来別小学校裏山の55メートル、それから20メートル以上から23メートルの場所にあるのが鬼志別小学校グラウンド・拓心中学校グラウンド・小石交流センター・知来別の配水池・浅茅野台地農業研修施設の5ヶ所になります。

それから10メートルから18メートルの位置にあります施設の場所として、浜鬼志別小学校グラウンド狩別地域集会所、浅茅野小学校グラウンドの3か所、10メートル未満が役場、浜鬼志別神社、芦野小学校グラウンド、浜猿払交流センター、旧猿払小学校グラウンドの5か所になります。

議員が心配されている部分としては恐らく、この低い箇所、最も低い位置にあるのが旧猿払小学校グラウンドの海拔3.1メートルということになっております。

次に、避難施設の標高でございますが、最も高い位置にあるのが鬼志別小学校で24.5メートル、鬼志別小学校を含め20メートル以上の場所にある施設というのが8施設あります。スポーツセンター・老人憩の家・農村環境改善センター・拓心中学校・浅茅野小学校・浅茅野台地研修施設・小石交流センターの8施設でございます。

10メートルから11メートルの高さにある施設が3か所、浜鬼志別小学校・芦野小学校・狩別地域集会所の3つとなります。

10メートル未満については4か所ありまして、生活改善センター・知来別小学校・浜猿払交流センター・猿払地域集会所の4か所となっております。

最も低い標高にあるのが、猿払地域集会所の2.4メートルということになっております。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：再質問をいたします。

猿払村は比較的災害の少ない村と言えるかと思っております。

また、ただいまの課長の答弁でも、被災危険度は、すべての想定地震において低いということで少し安心しているところです。

また、海岸線の地域の避難所収容施設においても、おおむね10メートル以上の海拔があるということで、思っていたより高いのかなと感じているところです。

そこで、猿払地域の一時避難場所・収容避難所についてお伺いいたします。

一時避難場所、旧猿払小グラウンドは海拔3.1メートル、収容避難所の猿払集会所の海拔は2.4メートルとのことです。

平成19年には、津波警報により村民が避難したことがあります。幸い津波が観測されませんでした。津波の高さ1メートルから2メートルが予測される場合、津波警報が出され、3メートル以上が予測される場合は大津波警報が出されますが、海拔2.4メートルの猿払集会所及びその周辺地域において津波警報発令時また大雨による狩別川の氾濫が懸念されるとき、地域一帯の浸水が懸念されますが、避難場所・避難収容所をどのように考えているか、また、避難経路をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：それではお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、猿払地区における避難場所、避難地区地域に施設につきましては大変低い

位置にあるということは、今回現在ある防災計画を策定した段階でも非常に気になる点ではありました。

幸い災害が少ない地域ということでの、確かに計画を立てるという段階での甘えというか見込みの甘さがあったのかもしれませんが。

ご指摘のとおり、猿払地区の方については、もっと高い位置に避難しなければいけないという状況がありますので、村長から答弁ありましたけれども、ハザードマップを作成することによって、およその浸水区域の想定ですとか、あと、どっちの方面へ逃げたら孤立をしない、あとは別の避難施設にたどり着くことができるかというところの想定までを、そのハザードマップを使いながら、新たな計画として立てていかなければならないというふうに考えております。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：先ほども言いましたが、猿払村は比較的災害の少ない村と言えるかと思いますが、平成19年には、津波警報により村民が避難したことがあります。幸い、津波が観測されませんでした。もしJアラートで大津波警報が発令されたとき、また、異常気象による大雨洪水が起きそうなとき、どこまで避難すればいいのか普通の防災教育が大切だと思います。

3点目の質問です。住民等の避難行動を促進するためには、住民があらかじめ浸水予想地域、避難対象地区避難場所、避難経路などを把握し、いざというときどうやって避難すればいいのか等の防災訓練防災教育が大切と考えますが、どのように思いますか。お尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

住民が災害時に迅速にかつ安全に避難し、避難後も安全・安心して避難生活を送ることができるように、浸水予想地域を想定し、避難対象地区を特定しておくことはもちろん、避難場所も安全な場所にあるのか、そこまでの経路はどうなのかという検証についても、今回の大震災を教訓にして、新たな地域

防災計画では明確な表示はしなければならないと思っていますところでございます。

議員ご指摘のとおり、猿払村は比較的災害の少ないところであるがゆえに、平成9年に浜鬼志別地区で住民及び役場消防関係者を含め364名が参加し、災害避難訓練を実施したことがありますが、それ以降は、消防支署が国保病院や学校等で実施している火災避難訓練や消火訓練、水難救済会が実施している水難救助訓練等は行われているものの、自然災害に対する訓練は実施しておりません。

このような今回のような大きな災害があったときこそ、防災訓練や防災教育が必要であり、効果があると考えますので、本年度9月1日が防災の日となっておりますが、その周辺にたくさんの住民が参加していただけるよう、自治会及び関係機関と協議し、ぜひとも訓練を実施したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：再質問です。

この度の大地震を受けて、学校での防災教育に関し、釜石中学校の生徒の行動が紹介されておりました。釜石市では、津波防災教育のための手引をもとに、児童生徒に自分の命は自分で守る、そして助けられる人から助ける人への意識を育むことを目的に、学校防災教育を平成21年より実施していたそうです。その結果、釜石市の小学生1927人中中学生999人のうち、津波来襲時に学校の管理下にあった児童生徒について全員の無事が確認されました。ただし津波来襲時に学校の管理下でなかった児童生徒のうち5名が津波の犠牲となってしまいました。

今、防災教育を受けた生徒が10年後には親となり親子に、そしてまた10年後に、地域の人達に防災教育をはぐくむこととなります。

当村の学校での防災教育をどのように考えているのか、教育長の考えをお聞かせ下さい。

○議長（山須田清一君）：三浦教育長。

○教育長（三浦高志君・登壇）：ただいまの太田議員からの質問、学校での防災教育についての考え、

状況について、私の方からお答えをさせていただきます。

釜石市の例をとるものでもなく、やはり子どもたちが1日の生活時間で一番長い日中で日常の時間帯に限って言いますと、やはり学校で生活をする時間が大変長いというわけですから、この時間帯での災害に対する対応、これは非常に重要なことなんだろうと考えております。

従来村では、村の学校の中では、年2回の避難訓練を実施をしておりますけれども、しかしこれは火災の避難訓練を主としたものであるというふうに認識をしております。

先般、今月に入ってからですけれども、各学校への聞き取り調査を実施をいたしております。3月11日のこの東日本大震災を契機として、一部の小学校では、この地震津波を話題とした授業を実施したようであります。

本村における小中学校の位置、場所を考えますと、やっぱり海岸部においては今回の大規模地震相当の津波が仮に現実となった場合、これはもう安心できる学校は30メートルという、津波が押し寄せるとすると、これはもう安心でできる学校施設でもないのかなというふうに心配をしておりますけれども、大地震、津波が猿払村にもゼロだという可能性というのは少なくともゼロではないと、可能性はあるというふうにやはり考えなければならぬと思っております。

その意味では、専門的な指導だとか知識をもとに、学校の中での、もしもの時の対応行動を日ごろから訓練をしていく必要があるのだろうというふうに思っております。

村に即応した計画と実態をつかまえての計画というのは、前段で村長が答弁を申し上げましたように、いろいろなハザードマップを作って、確認をして、そしてそれに対応する計画を待つことにはなりませんけれども、しかし稚内地方気象台に確認をいたしましたところ、出前講座ということに取り組んでいらっしゃるようでして、地震・津波の知識や対応についても専門職員が教育をするという回答をすでに教育委員会の方でもいただいておりますし、気象庁の

ホームページのサイトを見ますと、地震速報受信時対応行動訓練用キットというものを既に作成をしておいて、これはパソコンにダウンロードして、この地域でも、例えば学校のテレビ、スクリーンあるいは自治会単位でそういったものをダウンロードして訓練に活用できると。

ちなみに北海道では、議員が話題にしておりました十勝沖地震を想定をした訓練キットをすでに作成をしているということなので、こういう情報も得ました。

こういった情報をもとに、教育委員会としてもぜひ直近の校長会議でこういった取組みについて提案をして、今年度中に村長も9月というお話しが住民の方々に対してありましたけれども、児童生徒の防災訓練教育の実施につなげたいというふうに教育委員会内部では検討しているところでございます。

以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：先ほどの村長の答弁、また今の教育長の答弁にもありましたが、この大震災を受け、防災意識が高まっていると思います。

学校だけでなく、地域においても防災教育をぜひこの機会に、徹底していただきたいと思います。

次の質問です。ひとり暮らしの高齢者高齢世帯障害者等の要援護者が災害時に安全を確保するためには行政や地域の支援が必要だと思います。

災害が発生したときに体制を整えることは難しいので、誰がどの要援護者を助けるのか、車などの避難手段避難してからの救援体制をどのように行うかなど災害が起きる前に検討しておく必要があると思います。

4点目の質問です。災害時に要援護者を守るための避難対策はどのように検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

村におきましては、保健福祉課を中心に、消防署猿払支署と防災を担当する総務課管財交通係において、各地域の独居老人世帯、高齢夫婦世帯、移動に

介助が必要な方々について、移住場所とその身体状況が一目でわかるような地図を作成しております。

この地図は、保健福祉総合センターと役場、消防支署に設置してあり、データも逐次更新しております。

この他に、各地区を担当する民生委員にも配付してあります。

災害による避難の際には、この地図をもとに要援護者の移動に役立てることができると考えておりますが、緊急時には村の職員が避難対象区域に駆けつけるよりも、一刻も争うような場面では、地域の住民の方々の力が必要不可欠となりますので、地域防災計画にもありますが、自治会単位での消防防災組織の確立を推進し、この地図が非常時に役立てられるような体制づくりができればと考えておるところでございます。

また、職員初動マニュアルで、各避難場所には役場各課を割り当て、管理職を責任者として配置するという内容としており、避難場所の情報収集や非常用備品等を提供することとなっております。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：地図を作成し、各地区を担当する民生委員にも配付しているとのことです。

また、地域住民の力が不可欠であるという今の村長の答弁だったと思います。

私も、地域の方々の力なくしては、要援護者の方々を守りきれないと思っております。

実際の災害時には、支援者が被災する可能性もあります。災害時には、地域において迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握が必要となると思います。

要援護者一人ひとりに対する支援方法や支援者を明記した個別支援計画を策定し、有事の際に実際に実効性のあるものにしていただきたいと思います。

次の質問です。このたびの大震災は規模範囲、被害、どれをとっても予想以上想定外の災害ですが、発生当初の報道で雪がちらつく中、救援物資も届か

ず寒さを超えている被害者の方々の姿がテレビで放送されていました。

猿払村も積雪地帯、特に冬は厳しい寒さに見舞われます。

5点目の質問です。災害に備えた非常食及び毛布等の非常用備品の備蓄状況をお尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

非常食の備蓄は、平成19年度にアルファ米、五目御飯5キロ炊き出しセット11箱を購入していましたが、今回の震災被災地にすべて提供し、現在のところ備蓄はありません。本定例会議案第4号の、一般会計補正予算書第2号において、食糧費として47万円を計上しておりますが、非常用備蓄食糧500食、飲料水、500本を購入し、補充する計画であります。

また、毛布につきましては、非常食と同様に被災地へ未使用のものを80枚提供いたしました。その後、日本赤十字社から80枚をいただき、現在の保有数は使用したのを含め250枚ほどとなっております。同じく議案第4号では80枚を購入すべく計上している他、使用した毛布については洗濯後に密封処理を施す必要がありますので、緊急時に即座に対応できるような準備をしたいと考えております。

この他にも、水防資器材及び防災資機材として平成7年度から14年度にかけて土嚢袋や水中ポンプ、油流出事故に備えた吸着材や中和剤、オイルフェンス等、さらには投光器や発電機、剣先スコップ等を購入し、非常時の備えをしております。しかしながら、現在保有する数量では必ずしも十分と言えませんので、今後も計画的に非常用備品の購入に努めてまいりたいと、ただいま考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：再質問です。

ただいまの村長の答弁に、非常用備品のほかに投光器、発電機等を備えているとの答弁がありました。

このたびの大震災を教訓に、役場、消防、病院、避難収容所などの主な公共施設において主だった機能を維持するためには、電力の供給が不可欠と考えますが、各施設において発電機等の備えは十分と言えるのか、お尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：それではお答えいたします。

各施設に発電機等の備えは十分かということの質問であると思います。

現在、村の施設で発電機を所有している緊急用の発電機、役場庁舎とは別ですけれども、移動できる発電機を設置しているのは防災関係で1台、それからスキー場も緊急時の対応では発電機1台を保管しておりますし、村営球場にも1台設置をしてあるところです。

現在のところ、避難施設等に設定している場所すべてにという計画は、今のところはまだしておりません。

ただ、電力の供給がないと避難生活にも非常に支障をきたすというのは、今回の地震でも避難者の方が特に嘆いておられた一番大きな要因でなかったかというふうに判断をしておりますし、先ほど村長からも答弁の中でもありましたように、村として備品を整備するというだけでなく、各自治体で自主防災組織というのがもし作ることが可能であれば、他の市町村ではそういった形でさまざまな補助を使った中で防災資機材の整備を進めている市町村が道内でも、本州でも数多くあります。そういったいろんなものを活用しながら、できれば各地域にこうした非常時の電力等を確保できる発電機等も整備していけたらというふうな考えを持っているところでございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：宗谷地方では、秋から冬にかけて本州方面から進む低気圧が北海道付近を通過するときに、シベリア方面から南下する強い寒気を受けて低気圧が急速に発達することがあります。この発達した低気圧の接近と通過により、暴風雪となり、大きな災害が発生します。

宗谷地方で暴風雪による災害として顕著な例は、昭和47年12月1日から2日にかけて発生した暴風雪災害が有名です。道路を閉鎖、公共交通機関の運休、学校の休校などに加え、湿り雪の影響で電線着氷が発生して、送電用鉄塔や電柱が倒壊し、稚内市を含む宗谷管内約3万世帯で停電となりました。この復旧に5日から7日を要し、住民はろうそくによる生活を強いられました。

今、私たちは、あの時代時以上に電気に依存した生活を送っています。暖房のほとんどが電気を使用します。使用しない主要施設に自家発電等の非常用電源があると多くの住民が助かると考えます。

先ほど、できる限り備えていきたいという答弁がありましたので、ぜひ実現していただきますようお願いいたします。

もう1点再質問をさせていただきます。大規模な災害時、当然猿払村においても水、食糧、各種資機材の確保に困難を来すと思われませんが、近隣市町村との協力協定・支援協定はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：眞坂総務課長。

○総務課長（眞坂潤一君・登壇）：近隣との協力協定はあるのかというご質問でございます。

協定につきましては、各市町村単位あるいは消防事務組合単位、それから一般企業でありますけど電力会社あるいは輸送に関する輸送の業者との協定というものはそれぞれの町村で、それぞれのところと協定がすでに結ばれております。

近くで災害があった場合には、もちろん協定がなくてもお互い助け合いの精神というのはしなければいけないことでございますけれども、現在作っております防災計画の中でも結ばれた協定については明記してございますし、そういった協力関係は各町村ごとに猿払村としても結んでいるところでございます。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：追加でちょっと付け加えておきたいと思います。

先ほど議員も申し上げたとおり、今回の災害に当たりましては、天気の重要性を認識したところでございます。

特に今、原子力で問題になっておりますけれども、メルトダウンに関しましても、一番の原因は電気が作用していなかったことということを聞いておるところでございます。

そのようなこともございまして、先刻電気保安協会とこのような緊急時には緊急に対応していただけるという協定を結んでいるところでございます。

以上、これだけ付け加えておきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：2項目目、火災警報器の設置状況について質問いたします。

消防庁において実際の住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅火災警報機が設置されている場合には設置されていない場合に比べ、被害状況がおおむね半減した結果となったそうです。

また、日本に先だって義務化を進めたアメリカでは、住宅用火災警報器の普及率の上昇に伴って、死者数が減少し、普及率が90%を超えた近年では死者数がピーク時から半減という効果があらわれているそうです。

1点目の質問です。平成23年6月1日よりすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられましたが、当村の設置状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、消防法の改正により、すべての住宅に平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。なお、新築住宅につきましては、平成18年6月から設置が義務づけられております。

この法律の趣旨は、住宅火災における死者数が毎年1000人を超える高い水準で推移し、犠牲者のうち65歳以上の高齢者の割合が6割を占め、尊い命が失われており、その主な原因として逃げ遅れによるものの割合が非常に高くなっており、それらを

防ぐため火災警報器の設置義務化となっております。また、今後の高齢化社会の進展に伴い、さらに火災による犠牲者が増加することも懸念されているところでもあります。

猿払村における火災警報器の設置についての取り組みでございますが、平成19年から回覧や広報紙での周知と消防職員・団員による火災予防査察等を通じ、村民に対して警報器の設置についての説明や、普及促進に向け理解をしていただけるよう努めてまいりました。

その結果、本年5月末現在で79.5%の設置率となっております。

大切な命を火災から守るためにも、住宅用火災警報器設置の意義を住民に理解していただき、これからも普及啓発に努め、村内全戸の設置を目標とし、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：平成22年の12月時点において、猿払村と同じく6月1日に義務化される地域の普及率は56.3%、義務化済みの地域では70.7%、北海道での設置率は66.4%と消防庁から公表されていますが、猿払村は79.

5%の設置率とのことです。消防団の普及促進に向けての努力が表れているのではないかという気がしますが、火災が発生したとき就寝中仕切られた部屋など火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、火災の発生をいち早くキャッチし知らせてくれるのが警報器、限りなく普及率を100%に近づけるよう引き続き努力をお願いいたします。

警報器が適切に機能するため電池の交換と維持管理が重要ですし、本体もセンサー等の寿命により交換が必要となります。

最後の質問になりますが、警報器の寿命は概ね10年と言われていますが、今後の買い替えの指導に向けての台帳等の整備はどのように考えているのか質問いたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

議員質問の住宅用火災警報器の耐用年数及び機器の管理ですが、火災警報器の耐用年数は10年となっております。現在市販されているすべての機種につきましても、設置してから10年を経過しますと交換が必要であるため、そのための指導も行っております。

これまで消防署と消防団では、警報器の設置率向上に向け取り組んでまいりましたが、今後予防査察等を通じて、設置年度の調査も行い、査察台帳に記載し、設置年度の把握に努め、機器の交換時期につきましても設置者の理解を得ながら、適切な指導を行ってまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：太田君。

○議員（太田宏司君・登壇）：以上、災害に対する備えと火災警報器の設置について質問させていただきました。

災害火災は、いつどこで起きるかわかりません。万が一の有事を想定し、体制を整えておかなければならないと思います。

引き続き努力をお願いし、私の質問を終わります。